

申込時の【基本事項】 メール・はがき・FAXなどの場合、必ず①事業名②郵便番号・住所③電話番号④参加者全員の氏名（ふりがな）・年齢・学年⑤保護者氏名⑥返信用あて名（往復はがきの場合）

- ◎市民体育館
☎ 987・7570、FAX 987・2909
- ◎市民温水プール
☎ 980・5757、FAX 980・5775
- ◎スポーツ推進課
☎ 987・7571、FAX 987・8550
☎ 411・0033 文教町2・10・57
- ◎指定管理者ホームページ
http://www.sports-info.jp/

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

7月の休館日

- 市民体育館
▼終日：18日(火)
- 市民温水プール
▼終日：18日(火)▼夜間：17日(月・祝)
- 長伏・上岩崎プール
▼終日：18日(火)

7月の利用者向け情報

グラウンド抽選会（9月分）

7月31日(月)

- ▼南二日町多目的：午前9時
- ▼北上：午前9時30分
- ▼長伏A（日中）、長伏B・C、錦田（日中）：午後6時30分
- ▼ナイター：午後7時

▼南二日町人工芝：午後7時30分

トレーニングルーム利用者講習会

- 時▼午前10時：5日(水)、12日(水)、26日(水)▼午後3時：15日(土)、22日(土)、29日(土)▼午後7時：2日(日)、6日(水)、20日(水)、30日(日)※当日受付、予約不要
- 費大人100円、高校生50円
- ※午後7時からは、大人200円、高校生100円、中学生以下は利用不可
- 問市民体育館

長伏・上岩崎プールの開放期間

- 時7月2日(日)～9月3日(日)午前9時～午後6時
- 次の日程は午後4時まで
- 7月17日(月・祝)、8月11日(金・祝)
- 無料開放日 7月2日(日)、8月20日(日)、9月3日(日)



▲上岩崎プール

費大人150円、子ども50円
プール敷地内は、全面禁煙。

Pick Up!!

夏季テニス集中講座



対市内在住、在勤で硬式テニス経験のある人

コース	未就学児	小学生	大人
とき	8月3日(水)・4日(金) ※両日参加可		8月5日(土)
時間	午前9時～11時	午前11時～午後1時	午前9時～11時
場所	文教テニスコートD		
内容	グラウンドストロークを中心とした指導		参加者の希望する内容で指導
費用	1日700円※当日支払		1,000円 ※当日支払
定員	各コース10人		
持ち物	硬式テニスラケット、テニスシューズ、飲み物、タオル		

用7月26日(水)午後8時30分までに、申込用紙（市民体育館備え付け）に記入し、市民体育館※応募多数時抽選。落選者のみ電話で連絡。

問市民体育館

募集

- 問長伏プール ☎ 977・3800
- 上岩崎プール ☎ 988・6111
- ※開放期間外は市民温水プール

スッキリ疲労回復

「カラダ☆リセット教室」
時毎週水曜日午後6時30分～7時15分

場県総合健康センター
内ストレッチポールやボールを使つて体のゆがみやクセをリセットします。

費500円

問県総合健康センター

☎ 973・7000

用ごとに貯まります。

対3歳～小学生

問市民温水プール

平成29年度介護保険料と 各種軽減制度について

介護保険料について

介護保険は、認知症や身体機能の低下などによって介護が必要と認定された人が、介護給付の範囲内で、介護や介助、機能訓練などのサービスを受けられる制度です。皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源です。

65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき介護保険料を決定します。平成29年度から、土地建物の譲渡所得がある人は特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

平成29年度介護保険料の決定通知は7月中旬に発送予定です。

支払方法

- ①年金額が年額18万円以上の人は特別徴収（年金からの引き落とし）
- ②年金額が年額18万円未満の人、年度途中で65歳に達した人、転入した人は普通徴収（納付書での支払い）

※口座振替での納付（普通徴収の人のみ）を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へ申込みください。

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する者の収入が失業などにより著しく減少



した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が100万円未満であるなどの要件に該当する人はご相談ください。

介護保険の利用方法について

介護サービスを利用するためには、要介護などの認定を受ける必要があります。介護が必要になった場合は、市へ申請をお願いします。

▼65歳以上の人 ▼40～64歳の特定疾病の人

利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度

①介護保険施設における食費・居住費の負担減額

- ☑ 住民税非課税世帯で資産などがある一定の要件に該当する人
- ☑ 介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費や居住費（滞在費）の負担額の減額

②社会福祉法人等利用者負担額の軽減

☑ 社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年

間収入が単身世帯で150万円以下の人など

☑ 利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります。

③介護保険居宅サービス等利用者負担額の助成

- ☑ 通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人
- ☑ 月ごとの利用料から3000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

注意事項

判定に用いる収入（②・③については）は親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含みます。借家などの不動産収入がある場合には別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。

☎ 長寿介護課 ☎ 983・2607

40～64歳の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。